

# 山梨県公報

第二千五百六十二号

平成二十七年

十一月三十日

月曜日

## 目次

- 道路の区域変更……………七五三
- 道路の供用開始(二件)……………七五三
- 農用地利用配分計画の認可……………七五三
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………七五五

## 告示

### 山梨県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市一宮町金沢字福石二二六番四地先から 笛吹市一宮町金沢字福石一五九番一地先まで	旧	八・六	一五六・九
	新	九・三	一五六・九
		十九・七	

### 山梨県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	白井甲州線	笛吹市一宮町金沢字福石二二六番四地先から 笛吹市一宮町金沢字福石一五九番一地先まで	一五六・九	平成二十七年十二月一日

### 山梨県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四五番一地先から 南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四五番一地先まで	一四〇・二	平成二十七年十一月三十日

## 公告

●農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年十一月三十日

一 農用地利用配分計画  
山梨県知事 後 藤 齋

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
樋口 佐一	山梨市	山梨市牧丘町城古寺字鶴巻三百七十三番	一、五九〇
中島 二郎	山梨市	山梨市鴨居寺字榎木三十五番一外一筆	一、七六七
藤巻 清	山梨市	山梨市鴨居寺字榎木三十八番一	八五六
奥山 利定	山梨市	山梨市下神内川字馬糞田七百七十三番一外六筆	二、七一〇
深沢 澄男	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西山三千七百三番	四三九
		山梨市上岩下字小金田三百二十二番一外三筆	一、〇〇〇
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	山梨市下井尻字秀森前三十五番外十筆	七、二九八
		山梨市七日市場字上木戸	三、六三三

椿田 秀秋	山梨市	山梨市大野字天神前百七番一外一筆	一、三二八
岡 勝美	山梨市	山梨市牧丘町西保下字高野二千八百十四番一	一、〇四五
荻原 英子	山梨市	山梨市牧丘町室伏字砂原道上通千五十四番	二七九
矢崎 由美	山梨市	山梨市上之割字天神前二百八十九番外二筆	八七〇
有限会社ピイチ専科ヤマシタ	山梨市	山梨市正徳寺字九ツ塚四百十四番	一、六三二
米倉 友廣	山梨市	山梨市正徳寺字九ツ塚四百十四番	一、〇〇〇
代永 一彦	山梨市	山梨市万力字大塚二千八百九十二番一外三筆	六二四
武井 武	山梨市	山梨市正徳寺字河原千五百九十四番	一、五二八
三澤孝昭	山梨市	山梨市大野字市道三百七十二番外二筆	三、一五六
仲田 忠彦	北杜市	北杜市高根町蔵原字新井千五百七十二番一外八筆	一一、八一七
大和田 貞二	北杜市	北杜市大泉町西井出字和田八千九百八十二番外五筆	三、四五八

八巻 珍男	北杜市	北杜市大泉町西井出字辻 二千三百六十八番外二筆	二、〇二六
農事組合法 人いずみそ ば組合	北杜市	北杜市大泉町谷戸字方城 三千百五十番三外二十一 筆	二一、〇七一
		北杜市大泉町谷戸字金生 十七番一外三筆	二、一三七
		北杜市大泉町谷戸字林崎 四千二百二十六番外百五 十四筆	一四四、九三六
		北杜市大泉町西井出字姥 神三千四百三十五番外三 百四十五筆	三三六、〇六四・五
		北杜市大泉町谷戸字南平 七千二十九番	一、八九三
		北杜市大泉町西井出字原 田九百八番外十筆	一四、六三六
		北杜市大泉町西井出字和 田八千九百三十七番外九 筆	八、七三七
		北杜市大泉町西井出字和 田九千五十二番一外六筆	六、一九七
雨宮 美文	笛吹市	笛吹市一宮町竹原田字夕 雨田町三百六十四番一外 一筆	一、二二六
齊藤 計敏	笛吹市	笛吹市石和町小石和字堀 向千六百五番一外一筆	一、五〇五

田中 勝	笛吹市	山梨市正徳寺字河原千六 百五十番	三九三
雨宮 芳文	甲州市	甲州市勝沼町等々力字南 三口神千百九番	一、〇六七
飯島 洋子	甲州市	甲州市勝沼町休息字古阿 弥千九百九十六番一	一八〇
手塚 袈裟 俊	甲州市	甲州市塩山三日市場字三 本木八百五十二番外一筆	一、二〇七
晦日 一洋	甲州市	甲州市塩山上萩原字高之 瀬四千二十九番外一筆	九八二
早川 一政	甲州市	山梨市下井尻字宮東百五 十六番	一、〇〇二
廣瀬 和人	甲州市	山梨市上之割字梨木五百 三十二番一外一筆	一、七一六
若勇 昌邦	西八代郡市川三 郷町	西八代郡市川三郷町大塚 字太尾二千七百四十二番 外一筆	一、二〇五

（詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供す  
る。）

二 認可年月日  
平成二十七年十一月二十四日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十一月三十日

一 処分をした年月日 平成二十七年十月五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 国際勸業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市中小河原町五百三十二番地一 国際ビル
- 3 代表者の氏名 鮫田光一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九六三三四号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 望月工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町保千七百六十六番地
- 3 代表者の氏名 望月敏彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八二六七号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 有限会社奥山電気
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山三日市場二千六十七番地一
- 3 代表者の氏名 奥山文男

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五六四四号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 長谷川工業
- 2 主たる営業所の所在地 都留市小野四百三十二番地四十
- 3 代表者の氏名 長谷川浩
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九六五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 天野電工
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田四丁目三番二十一号
- 3 代表者の氏名 天野幸三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八五〇二号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年九月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社カイ空衛
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町千六十三番地一
  - 3 代表者の氏名 山口憲彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第五一〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 ナカゴミ株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市桃園六百番地三
  - 3 代表者の氏名 中込通雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七二七一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十七年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年十月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社アースグリーンテック
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上於曾六百七十六番地一
  - 3 代表者の氏名 百瀬博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九〇三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番